

かほく市議会 市民文教常任委員会 視察報告

【研修日程】

令和元年7月23日（火）～25日（木）

【視察研修先及び内容】

1. 北海道札幌市：子どもの権利救済機関「子どもアシストセンター」について
2. 北海道江別市：子育て支援施設「ぽこ あ ぽこ」について
3. 北海道恵庭市：「読書のまち恵庭市」の推進について

【参加者】

市民文教常任委員長	金子	猛
副委員長	大西	潤
委員	猪村	博靖
	杉本	成一
	高橋	成典
	坂井	正靱
随行	沖野	良一

子どもの権利救済機関「子どもアシストセンター」について

(北海道^{さっぽろ}札幌市)

札幌市は、道庁所在地で、北海道の政治・経済・文化の中心であり、面積は約1,100平方キロメートル、人口は195万人を超える国内4番目の都市であります。

平成21年4月に「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例」を施行し、同条例の規定に基づき、「子どもアシストセンター」を開設して、現在は、救済委員2名、調査員3名、相談員7名、事務局4名という組織で活動していました。

活動内容としましては、札幌市内に住む、18歳未満の子どもに関わることが対象で、いじめや子どもの権利侵害だけではなく、友人関係や親子関係など、さまざまな悩みの相談を受け付け、適切な助言や支援を行うとともに、子どもの最善の利益の実現を図るため、

問題解決に向けた調査や関係者間の調整を行い、相談の受付方法は、電話、Eメール、面談、無料通信アプリ「LINE（ライン）」と多様で、子ども本人だけではなく、親、関係者など大人からの相談も受け付けており、平成30年度における利用実績は、実件数833件、延べ件数2,653件でありました。

「子どもアシストセンター」は、行政から独立した「第三者機関」として、子どもに関わる相談を受け、実際の救済まで行い、また、必要に応じて関係機関に働きかけるなど、活動内容や実績などをみても効果が上がっていると感じました。

本市において同様な体制を構築することは難しいと思いますが、「子どもの最善の利益を判断の基準にする」「子どもの話をよく聴いて、子どもの気持ちに寄り添う」「子どもが自らの力で次のステップを踏めるよう支援する」という基本姿勢には共感することができました。



子育て支援施設「ぽこ あ ぽこ」について

(北海道^{えべつ}江別市)

江別市は、札幌市の東に隣接し、面積は約190平方キロメートル、人口は約11万9千人で、豊かな自然環境を有し、道立図書館や4大学、官公庁・民間企業の研究機関が集積する文教都市でもあります。

子育てひろば「ぽこ あ ぽこ」は、平成25年12月、子育て親子が気軽に利用できるよう、利便性の高い商業施設内に子育て支援施設として開設され、この愛称の由来は、音

楽用語の「ゆっくり、ゆったり、少しずつ」ということで、「子どもたちが元気に遊びながら、ゆっくりと過ごせる施設になってほしい」という愛称考案者の思いからでありました。

商業施設内にあることから、遊具の保守点検で休館する以外はほぼ年中無休で、子育て支援センターに、大型複合遊具やクライミングウォールなど各種遊具を備え、隣接して託児コーナーもありました。

スタッフは非常勤職員を3~4人配置し、託児コーナーは、市内の子育て支援団体が運営し、利用料については、市内・市外を問わず無料で、託児コーナーは1時間300円で利用できるようになっており、そのほかの活動内容としては、

- ・託児コーナー利用者がリフレッシュを図るため美容院や飲食店を利用した際、負担軽減などを図る「リフレッシュ事業パートナー制度」
- ・就労支援として、ハローワーク等と連携し情報を提供
- ・子育て支援コーディネーターを配置し、子育てに関する相談や子育て情報を提供
- ・子育てに関するイベントや、幼稚園、保育園情報をはじめとする様々な子育て情報の掲示など

こうした様々な取り組みをしており、平成30年度における利用実績は、83,481人で、そのうち約4割が市内の方ということでありました。

大規模な商業施設内にあるということで、視察当日も非常に多くの利用者でにぎわっていました。

市外からの利用者も多く、「子育て支援」という面での効果はもちろんですが、「子育て支援に力を入れている」といった市のPR、交流人口の増加や経済効果という面でも効果があるのではないかと感じました。



「読書のまち恵庭市」の推進について

えにわ (北海道恵庭市)

恵庭市は、札幌市の南に位置し、面積は約 300 平方キロメートル、人口は約 7 万人。札幌市内へ約 25 分、新千歳空港へ約 15 分という良好な交通条件から、宅地開発や企業立地が進んだ道内有数の成長都市であります。

平成 4 年に市立図書館がオープンし、道内の市では最も遅い設置でありましたが、その後、子どもから大人まで、だれもが等しく読書活動に親しむことができるよう、環境づくりに力を注いだ結果、平成 8 年度には市民一人あたりの貸出冊数が 5.94 冊で、道内の市で 1 位となりました。

その後も様々な事業に取り組み、豊かな読書環境や人と地域のつながり、そして、これまで積み重ねてきた活動を次の世代に引き継ぐことを目的に、「恵庭市人とまちを育む読書条例」を制定し、「読書のまち」を宣言するに至っております。

主な取り組みとしましては、「恵庭まちじゅう図書館」は、平成 25 年 10 月にスタートしており、お店やカフェ、オフィスなどのちょっとしたスペースに、店長や経営者、スタッフのお気に入りの本を展示し、訪れた人に自由に読んでもらい、本を通じた会話を楽しむ図書館であり、現在、市内 47 事業所が参加しています。

「ブックスタート」事業については、平成12年12月、全国に先駆けて試行、翌年4月から完全実施しており、9、10か月児の健診会場で「ブックスタートパック」ということで、絵本2冊、絵本ガイド、図書館の利用者カード申込書などを配布しています。

また、「ブックスタートプラス」事業については、平成19年4月に開始しており、ブックスタートで絵本と出合った親子に対して、家庭での読書環境の継続と充実を図るために、1歳6か月児の健診会場で、絵本1冊、絵本ガイドなどを配布しています。

そのほかに、全道初となる市内小中学校全校に学校司書を配置、また、市立図書館と学校図書館のオンライン連携や巡回運行など先進的な取り組みも行っていました。

恵庭市では「読書のまち」を宣言し、すべての市民が、生涯にわたり、いつでもどこでも心豊かに読書活動を行うことができるよう、市民、家庭、地域、学校及び市が一体となり様々な取り組みを行っており、こうした幼児期、小中学生期、高校生期、そして大人になっても、それぞれの年齢期に対応した、切れ目のない事業展開は、本市においても参考になるものと感じました。

